

基本調査等と簡易調査の統合集計について

2019年調査において作成する統計は、以下の3つの集計体系によって構成する。

集計体系	家計総合集計体系	所得資産集計体系	個人収支集計体系
集計対象世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査	<u>簡易調査</u> 基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査	個人収支状況調査
集計に用いる調査票	<u>家計簿</u> 世帯票 年収・貯蓄等調査票	世帯票 年収・貯蓄等調査票	個人収支簿
標本規模	約 4.8 万世帯	約 9.2 万世帯	約 900 世帯

このうち、基本調査と全国単身世帯収支実態調査（以下、「モニター調査」という。）の統合集計については資料1で検討したところ。

ここでは、さらに家計調査世帯特別調査（以下、「特別調査」という。）や簡易調査と基本調査等との統合集計について検討する。検討にあたっては、まず各調査の調査実施方法、回収率など標本特性を整理し、統合の考え方を整理する。

1. 各調査の調査実施方法概要

(1) 標本抽出方法の概要

	調査市町村	調査単位区	1 調査単位区 の 調査世帯	当初抽出世帯の回 答が得られない場 合の対応
基本調査	全市(793 市) 及び抽出した 215 町村	国勢調査 2 調査 区で 1 調査単位 区を構成(おお むね 100 世帯)	二人以上の世 帯 10 世帯、単 身世帯 2 世帯を 抽出	単位区内で交替世 帯を抽出(二人以 上の世帯は勤労・ 勤労以外別、単身 世帯は原則男女 別)。必要な場合は 国勢調査 2 調査区 まで単位区を拡張
簡易調査		国勢調査 1 調査 区で 1 調査単位 区を構成(おお むね 50 世帯)		単位区内で交替世 帯を抽出(原則二 人以上の世帯・単 身世帯別)
特別調査	(二人以上の世帯)6~9月のいずれかに定期交替に より家計調査を開始したすべての調査世帯 (単身世帯)9~10月のいずれかに定期交替により 家計調査を開始したすべての調査世帯			交替世帯は選定し ない
家計調査	抽出した 168 市町村	国勢調査 1 又は 2 調査区で 1 調 査単位区を構成 (一般単位区) (おおむね 75 世 帯)	二人以上の世 帯 6 世帯、単身 世帯 1 世帯を抽 出(一般単位 区)※	単位区内で交替世 帯を抽出。必要な 場合は単位区を拡 張
モニター調査	原則、民間事業者が保有・管理するモニターの中から調査世帯を選定			

※一般単位区は 6 か月ごとに単身 1 世帯を抽出し 3 か月間調査

寮・寄宿舍単位区は 3 か月ごとに単身 6 世帯を抽出し 3 か月間調査

(2) 標本配分

(a) 簡易調査

以下のとおり最低標本数を設定し、これに基づき市町村別に標本を配分した。

都道府県	二人以上の世帯 550 世帯、単身世帯 110 世帯
政令指定都市	二人以上の世帯 120 世帯、単身世帯 24 世帯
県庁所在市	二人以上の世帯 100 世帯、単身世帯 20 世帯
15 万以上市	二人以上の世帯 90 世帯、単身世帯 18 世帯
県内経済圏	二人以上の世帯 90 世帯、単身世帯 18 世帯(原則)
5 千以上 15 万未満市町村 (非表章)	二人以上の世帯 20 世帯、単身世帯 4 世帯
5 千未満市町村 (非表章)	二人以上の世帯 10 世帯、単身世帯 2 世帯

(b) 基本調査 (特別調査)

基本調査は、原則として簡易調査と同数を調査した。ただし、特別調査を実施した市町村の最低標本数は以下のとおりとした。

政令指定都市 (すべての市で特別調査を実施)	原則として簡易調査と同数 (特別調査で二人以上の世帯 60 世帯以上、単身世帯 5 世帯以上を調査)
県庁所在市 (すべての市で特別調査を実施)	原則として簡易調査と同数 (特別調査で二人以上の世帯 60 世帯以上、単身世帯 4 世帯以上を調査)
15 万以上市のうち特別調査を実施する市	二人以上の世帯 60 世帯、単身世帯 12 世帯 (特別調査で二人以上の世帯 18 世帯以上、単身世帯 2 世帯以上を調査)
5 万以上 15 万未満市のうち特別調査を実施する市 (非表章)	基本調査は実施しない (特別調査で二人以上の世帯 12 世帯以上を調査)
5 万未満市町村のうち特別調査を実施する市町村 (非表章)	二人以上の世帯 10 世帯、単身世帯 2 世帯 (特別調査で二人以上の世帯 6 世帯以上を調査)

なお、都道府県の最低標本数は、基本調査と特別調査の合計で、二人以上の世帯 550 世帯、単身世帯 110 世帯に設定する。

(c) モニター調査

単身世帯 2000 世帯を、まず 60 歳未満 1600 世帯、60 歳以上 400 世帯に配分する。さらに、それぞれ都道府県、男女、年齢階級別に 2015 年国勢調査単独世帯数におおむね比例するよう配分する。これをもとに、「都道府県、男女別」、「地方、男女、年齢階級別」の最低標本数を設定した上で調査した。

(3) 調査時点

	世帯員・住宅宅地	年間収入	金融資産・負債	家計収支
基本調査	10月1日	前年11月～10月	10月末日	10・11月
簡易調査	10月末日			-
特別調査	11月1日(注)	※1	(二人以上)※2	10・11月
			(単身)10月末日	
モニター調査	10月1日	前年11月～10月	10月末日	10・11月

※1：（家計調査の）年間収入調査票は、前年7月～6月、前年8月～7月、前年9月～8月、前年10月～9月（二人以上の世帯）、前年10月～9月、前年11月～10月（単身世帯）の年間収入を調査。ただし、特別調査票で調査される個人年金受取金、家賃・地代等は前年11月～10月の年間収入を調査

※2：（家計調査の）貯蓄等調査票は8、9、10、11月（二人以上の世帯）のいずれかの1日現在で調査

(注)（家計調査の）世帯票は6、7、8、9月（二人以上の世帯）、9、10月（単身世帯）のいずれかの1日現在でいったん調査された上で、毎月1日現在での異動状況が確認され集計に反映される。ただし、特別調査票で調査される現住居以外の住宅・宅地は10月末日現在で調査を実施

(4) 調査依頼方法

基本調査	調査員が訪問調査 (簡易調査のみ、所定の手順を踏んでも調査世帯と接触できない場合にポスティングを実施)
簡易調査	
特別調査	
モニター調査	民間事業者が保有・管理するモニターから所定数の協力世帯を募集 (モニターだけでは所定数の標本を確保できない地域・属性区分のみ、不足分を調査員の訪問により依頼)

(5) 調査票回収方法

	郵送	調査員	インターネット
基本調査	-	○	○
簡易調査	○	○ ※1	○
特別調査	-	○	○ ※2
モニター調査	※3	-	○

※1：主な回収対象は、郵送又はインターネットで所定の期日までに提出がなかった世帯

※2：（家計調査の）家計簿、年間収入調査票、貯蓄等調査票のみ。特別調査票はインターネット提出不可。
なお、（家計調査の）世帯票は調査員による他計入力

※3：調査員が調査票を訪問配布した世帯のみ

(6) 調査票様式

基本調査と簡易調査はまったく同じ調査票様式を使用した（世帯票、年収・貯蓄等調査票、紙・インターネットとも）。

特別調査は、家計調査の調査票を用いる項目（家計簿、世帯・住居・年収・金融資産関連の調査事項の一部）と、特別調査票による調査を行った項目で構成される。家計簿については家計調査の家計簿と全国構造調査の家計簿とで、1ページの記入本数などに差が出にくいよう設計上配慮している。

2. 各調査の標本特性（モニター調査を除く）

（1）回収率

【家計総合集計の対象】

10月分家計簿の回収率（＝回収世帯数／標本世帯数）は、基本調査（暫定値）が87%前後（※1）、家計調査（二人以上の世帯、集計対象となった世帯数、※2）が92%となった。

※1 二人以上の世帯と単身世帯を分けた回収率は未集計

※2 特別調査の対象でない世帯を含む

【所得資産集計の対象】

年収・貯蓄等調査票の回収率は、基本調査（暫定値）が87%前後、簡易調査（暫定値）が91%前後となった。

（2）当初抽出世帯の割合

【所得資産集計の対象】

当初抽出世帯の割合（＝当初抽出世帯数／回収世帯数）は、基本調査（暫定値）が63%前後、簡易調査（暫定値）が84%前後となり、基本調査に比べ簡易調査の方が調査への協力度合いが高い結果となった。

（3）世帯主が就業者の割合

【所得資産集計の対象】

世帯主が就業者である世帯割合（単純集計値、暫定値）は、基本調査に比べ簡易調査の方が若干高いものの、ほぼ同水準である。

基本調査で、当初抽出世帯の割合が低くなったにも関わらず世帯主が就業者である世帯割合が簡易調査とほぼ同水準となったのは、調査への協力度合いと就業状況の相関が比較的小さいとみられることのほか、基本調査で交替世帯を抽出する際に、二人以上の世帯は勤労・勤労以外別、単身世帯は原則男女別で世帯区分を固定した効果があるものと考えられる。

なお、年齢階級別の就業率は、乗率を付与する際にI P F法で補正される（資料1参照）。

3. 統合集計の方法（案）

（1）家計総合集計

基本調査、特別調査、モニター調査の3つの調査の家計簿、世帯票、年収・貯蓄等調査票を用いた統合集計となる。

このうち基本調査と特別調査については、回収率等には大きな差がないと考えられ、標本設計上は特別調査が基本調査を補完する形になっている。このため、基本調査と特別調査の標本は同じ標本抽出体系、調査体系で実施されたとみなして集計する。

具体的には、線形乗率の算出を、市町村別に

母集団世帯数 / (基本調査集計世帯数 + 特別調査集計世帯数)

で行い、同一市町村内では基本調査世帯と特別調査世帯に同じ線形乗率を付与する。

基本調査・特別調査とモニター調査の統合は、資料1で検討した手法（傾向スコアで統合したあと、IPF法で補正）により統合する。

（2）所得資産集計

大きくとらえると、家計総合集計の調査世帯群と、簡易調査の調査世帯の統合集計ということになる。家計総合集計の調査世帯群について、(1)で統合した結果は無作為抽出である基本調査（特別調査を含む）の標本設計で本来得られる結果に近似し、現役世代の単身世帯の（基本調査の回収ベースでの）標本の不足をモニター調査で補うことで標本誤差を抑制したものと解釈できる。

一方、簡易調査は、家計総合集計の調査世帯群と独立に標本設計し、所得資産集計の集計に係る調査内容は基本調査と同一のものとなっている。

また、家計総合集計の調査世帯群の標本規模は48,000世帯、簡易調査の調査世帯の標本規模は44,000世帯とほぼ1:1（100分率では52:48）となっているほか、2.でみたように回収率等も大きな差はないとみられる。

このことから、「家計総合集計の調査世帯群」と「簡易調査の調査世帯」を、互いに等質な（注1）標本ととらえて統合集計することとする。具体的には、簡易調査を単独で母集団推計（線形乗率を付与したあと、資料1で検討した手法のうちIPF法での補正を適用）し、「(1)家計総合集計」の母集団推計値と1:1で単純に合算平均（注2）したものを、所得資産集計の結果とする。

<以下の「注」は、会議終了後に追記したもの>

（注1）現時点では回収率や就業者の割合に差がないことが確認されているのみであり、回答内容の全般にわたり「等質」であるかは判明していない。

（注2）今後、実際の集計により「等質」でないことが判明した場合は、基本調査等と簡易調査の統合ウエイトを1:1とするのではなく、標準偏差の逆数等を統合ウエイトにすることを検討する。

（3）今後の検討について

統合集計にあたっては、事前に本格的な試験調査を行えなかったことや、集計・公表までの短期間に所要の検討を進める必要がある等により、各調査の標本特性の情報が限定的なものである中で、今回調査の集計方法の検討を進めている状況にある。今回提示したような簡

易な統合方法で十分であるのかという議論はあると考えられ、2024年調査の実施に向け、統合方法の精緻化について検討を進めてまいりたい。